

事務連絡  
令和2年9月14日

一般社団法人日本船主協会 殿  
外国船舶協会 殿  
日本内航海運組合総連合会 殿  
日本船舶代理店協会 殿  
外航船舶代理店業協会 殿  
一般社団法人日本港運協会 殿

国土交通省海事局外航課長  
国土交通省海事局内航課長  
国土交通省港湾局港湾経済課長

船員や港湾労働者等が新型コロナウイルス感染症へ感染した場合等の  
感染拡大防止のための関係者との情報共有について  
(要請)

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な感染拡大の下、船員や港湾労働者等への感染が生じており、我が国の国民生活や産業活動に必要な物流機能を安定的に維持していくためには、船員と港湾労働者等の間での感染拡大を防止するとともに、船員や港湾労働者等が安心して業務に従事することができる環境を整えることが必要です。

このため、国土交通省と致しましては、船員や港湾労働者等への新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合や感染が疑われる場合には、感染拡大を防止する観点から、各事業者において、下記のとおり、関係者との迅速かつ積極的な情報共有を行って頂きたいと考えております。

つきましては、本件について、貴協会の傘下会員への周知にご協力をお願い致します。

なお、船舶代理店におかれては、関係する船社への周知にご協力をお願い致します。

## 記

### 1. 船社等から港湾運送事業者等への情報共有

- ① 新型コロナウイルス感染症への船員の感染が判明した場合には、船社又はその船舶代理店（以下「船社等」という。）は、当該船員の発症の2日前以降に、当該船員が乗船する船舶内で業務に従事した関係者（例. 港湾運送事業者、港湾運送関連事業者等）や、当該船舶の外で当該船員又はその濃厚接触者である船員と接触した可能性がある関係者、当該船舶内でこれから業務に従事する予定の関係者（例. 当該船舶が航海中の場合の次港の関係者）に対し、感染者・濃厚接触者個人が特定されない形で、次の情報を速やかに情報共有を行うこと。

（共有する情報）

- －船舶名
- －船員の感染が判明した旨
- －発症日
- －確定診断日
- －寄港港湾名
- －寄港日
- －荷役日

- ② 新型コロナウイルス感染症への感染の確定診断の前であっても、同感染症への感染が疑われる症状（息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状、味覚の異常等）がある船員が生じた場合には、船社等は、港湾労働者等への感染拡大防止（例. 該当船員の隔離・下船、他の船員のマスク着用等）に万全を期すとともに、港湾運送事業者や港湾運送関連事業者に対して感染防止対策の徹底を要請すること。

- ③ 元請の港湾運送事業者は、船社等から船員の感染や感染疑いについての情報共有があった場合には、当該船舶内での業務に従事する自社の港湾労働者等や当該船員が乗船する船舶内で自社の下請となって業務に従事する専門の港湾運送事業者及び港湾運送関連事業者と速やかに情報共有を行うこと。

- ④ 船社等から船員の感染や感染疑いについての情報共有があった場合には、港湾運送事業者及び港湾運送関連事業者は、当該船舶内での業務に従事する港湾労働者等について、正しい着け方によるマスクの着用、流水と石けんによる丁寧な手洗い、船員との対人距離の確保等の「港湾運送事業・港湾運送関連事業の新型コロナウイルスの感染拡大予防ガイドライン」(令和2年5月18日一般社団法人日本港運協会)等を踏まえた感染防止対策の一層の徹底を図った上で荷役等の業務を行うこと。

## 2. 港湾運送事業者等から船社等への情報共有

- ① 港湾労働者その他の従業員の新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合には、港湾運送事業者及び港湾運送関連事業者は、当該従業員の発症の2日前以降に、当該従業員が船内での業務に従事した船舶の船社等や元請の港湾運送事業者、当該従業員又はその濃厚接触者と接触した可能性がある関係者、当該従業員が業務に従事したターミナルや物流施設、利用した福利厚生施設等の関係者に対し、感染者・濃厚接触者個人が特定されない形で、以下の情報を速やかに情報共有すること。

(共有する情報)

－従業員の感染が判明した旨

－発症日

－確定診断日

－港湾名

－船内での業務に従事した場合の乗船日・船舶名

－業務に従事したターミナルや物流施設の名称・従事日

－利用した福利厚生施設（例. 食堂、宿泊施設）等の名称・利用日

- ② 元請の港湾運送事業者は、専門の港湾運送事業者や港湾運送関連事業者から港湾労働者その他の従業員の感染についての情報共有があった場合には、感染が判明した港湾労働者等が船舶内での業務に従事した船舶を運航する船社等に対し、提供された情報を速やかに情報共有すること。

- ③ 港湾運送事業者及び港湾運送関連事業者は、新型コロナウイルス感染症への感染の確定診断の前であっても、同感染症への感染が疑われる症状（息苦しさ（呼吸困難）、強いたるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状、味覚の異常等）がある港湾労働者その他の従業員が生じた場合には、船員への感染拡大防止に万全を期する観点から、船内での業務に当該従業員に従事させないとともに、船社等に対し、感染防止対策の徹底を要請すること。